

# 福島県地域再エネポテンシャル調査事業（小水力発電）業務委託 企画プロポーザル募集要領

## 1 事業目的

県は、令和3年（2021年）12月に改定した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」において、令和22年（2040年）頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを、再生可能エネルギーで生み出すという目標を引き続き掲げるとともに、持続可能なエネルギー社会の実現を新たな柱に加えた。

本事業は、小水力発電の導入拡大を図るため、「河川」、「農業水利施設」、「上下水道」を対象に事業可能性調査及び計画策定を実施し、その結果を公表することで、民間事業者等による小水力発電の事業化を支援することを目的とする。

なお、当該調査等業務は専門性が高いものであることを考慮し、調査研究機関等へ委託することとし、委託選定にあたっては、仕様書に記載できない付加価値や真価を判断する必要があるため、公募型の企画提案（プロポーザル）方式を採用する。

本募集要領は、業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定方法等を定めたものである。

## 2 事業内容

### (1) 対象事業

福島県地域再エネポテンシャル調査事業（小水力発電）

### (2) 仕様

別紙「福島県地域再エネポテンシャル調査事業（小水力発電）業務委託仕様書（案）」  
のとおり

### (3) 委託業務期間

委託契約の締結の日から、令和6年3月15日（金）までの期間

### (4) 委託費の上限

金30,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

## 3 プロポーザルに係る事項

### (1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①から⑥の条件を全て満たしている者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に扱う。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。

- ② 募集開始からプロポーザル審査会の日までに、福島県から指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- ④ 県税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 小水力発電に関する調査事業又はそれに類する事業において、プロジェクト・マネージャー又は主たる事業者として受注の実績がある者。

#### (2) 実施要領等の入手方法

企画提案書様式等については、福島県企画調整部エネルギー課（以下、「エネルギー課」という。）のホームページからダウンロードして入手すること。なお、エネルギー課の窓口又は郵送等での配付は行わない。

## 4 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 受付期限 令和 5 年 6 月 27 日（火）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法

質問書（様式第 3 号）により、エネルギー課宛に電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【事業者名】質問票\_再エネポテンシャル調査事業（小水力）」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

- (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 5 年 6 月 29 日（木）までにエネルギー課のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

## 5 参考資料の開示請求

企画プロポーザルに参加を検討する者は、「令和 4 年度福島県地域再エネポテンシャル調査事業（小水力）報告書」の開示を請求し、報告書を参考資料として使用することができる。

- (1) 提出期限 令和 5 年 6 月 30 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出先 エネルギー課
- (3) 提出書類

令和 4 年度福島県地域再エネポテンシャル調査事業（地熱バイナリー・小水力）

報告書 開示申請書 兼 秘密保持誓約書

(4) 提出方法

メール (re\_energy@pref.fukushima.lg.jp 宛て) による。

## 6 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和5年6月30日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出先 エネルギー課

(3) 提出書類

- ① 企画プロポーザル参加意思表明書兼参加資格確認申請書(様式第1号)
- ② 会社概要(様式第5号)
- ③ 企業実績表(様式第6号)
- ④ 3(1)⑥の条件を満たしていることを証する書類の写し

(4) 提出方法

郵送(簡易書留等)又は持参による。

## 7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限 令和5年7月10日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出先 エネルギー課

(3) 提出書類

- ① 企画プロポーザル参加資格確認通知書(様式第2号)の写し
- ② 公募型プロポーザル方式提出書類送付書(様式第4号)
- ③ 会社概要(様式第5号)※1枚以内
- ④ 直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況が分かるもの)
- ⑤ 定款又は寄付行為の写し  
※ 法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの
- ⑥ 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)
- ⑦ 企業実績表(様式第6号)※1枚4件以内、必要枚数を利用可
- ⑧ 業務実施体制書(様式第7号)※1枚以内
- ⑨ 事業概要(様式第8号)※2枚以内
- ⑩ 河川における調査等方法、作業工程、費用(様式第9号)※5枚以内
- ⑪ 農業水利施設における調査等方法、作業工程、費用(様式第10号)※5枚以内
- ⑫ 上下水道における調査等方法、作業工程、費用(様式第11号)※5枚以内

⑬ 全体工程表の妥当性（工程表含む）（様式第12号）※2枚以内

⑭ 見積書（様式第13号）

※ 必要経費については、経済産業省が定める「委託事業事務処理マニュアル」に準じて行うこと。

※ 既存設備等への調査に際し、必要な保険加入等も検討すること。

⑮ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第14号）

#### （4）提出部数

①～⑮ 5部（正本1部、副本4部）

※書類に2穴あけ、紙ファイルに綴じること。

※紙ファイルの表紙と背表紙に、事業名称と事業者名を記載すること。

※提出書類の番号（①～⑮）をインデックスに記載し、提出書類別に仕切り紙を入れ、インデックスに貼ること。書類には直接貼らないこと。

※正本1部については、①～⑮のデータを保存したCDを添付すること。

#### （5）提出方法

郵送（簡易書留等）又は持参による。

## 8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「福島県地域再エネポテンシャル調査事業（小水力発電）業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書（案）」という。）に基づき、次の事項に注意して作成すること。

（1）本仕様書（案）中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。

（2）仕様書（案）に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

## 9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### （1）失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。

② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。

③ 提出書類に不備があった場合。

④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

⑤ 参加表明書の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。

⑥ 本募集要領に違反すると認められる場合。

⑦ その他、県が予め指示した事項に違反した場合。

⑧ 審査会当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が

発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 参加者は、企画プロポーザル参加意思表示書兼参加資格確認申請書（様式第1号）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出等を求めることがある。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。
- ⑤ 企画提案書に虚偽の記載をし、企画提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがある。
- ⑥ 企画提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約の解除、違約金、委託業務等成績評定の減点などの措置を行う場合がある。
- ⑦ 経理処理については、経済産業省が定める「委託事業事務処理マニュアル」に準じて行うこと。

## 10 審査に関する事項

(1) 審査方法

県が別に定める「福島県地域再エネポテンシャル調査事業（小水力発電）企画プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき審査委員会を設置し、「公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表」に基づく審査を行う。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。なお、プレゼンテーションは提出のあった申請書類⑦～⑭に基づくものとし、その他追加資料の使用は認めない。

① 開催予定日及び会場

日 時：令和5年7月21日（金）午後（予定）

会 場：福島県庁 本庁舎5階 企画調整課分室1（予定）

その他：審査会場に入室できる企画提案者は3名までとする。

② 審査所要時間

説明時間20分以内、質疑応答10分以内の計30分以内とする。

(3) 審査結果の通知

審査の結果はプロポーザル参加者全員に通知する。

### 1.1 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において基準点以上の者で総合評価が次点であった提案者と協議する。

### 1.2 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和5年6月15日(木)
質問受付期限	令和5年6月27日(火) 午後5時必着
質問回答	令和5年6月29日(木) まで ※随時
企画プロポーザル参加資格 確認申請書提出期限	令和5年6月30日(金) 午後5時必着
企画提案書提出期限	令和5年7月10日(月) 午後5時必着
企画プロポーザル審査会	令和5年7月21日(金) (予定)
審査結果の通知	令和5年7月24日(月)～26日(水) (予定)

### 1.2 問い合わせ先及び各種書類の提出先

福島県企画調整部エネルギー課 小水力担当

960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

メール re\_energy@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/hydro-fs-r5.html>